

一般建築物「建築物石綿含有建材調査者講習」のご案内

**すでに施行されています、資格取得はお済みですか？お急ぎ下さい。
令和8年2月以降の開催は下記のとおりです。奮ってご参加ください。**

ご存じの通り、建築物等の解体または改修工事を行う時には 対象建築物等の石綿等使用有無について 事前調査し 結果報告と届出が令和4年4月から施工業者の義務となりました。

また 事前調査を実施するために必要な知識を有する者として **建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられ調査者は本講習を受講し修了考査に合格した者**とされています。

既に**令和5年10月1日**よりこの法令は施行されており、建築物の解体、改修工事を行うお客様は当講習を修了した調査者を確保しておく必要があります。

キャタピラー教習所では「建築物石綿含有建材調査講習(一般)」下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

講習日時

令和8年 **2月23日(月)、24日(火) 3月19日(木)、20日(金)**
4月16日(木)、17日(金) 5月9日(土)、10日(日)
6月11日(木)、12日(金) 7月23日(木)、24日(金)

一日目 9:00~17:30 二日目 9:00~16:00

講習会場

廿日市商工会議所 廿日市市本町5-6
JR廿日市駅から徒歩 15 分、広電廿日市市役所前駅から徒歩5分
一般交通機関をご利用ください。

受講資格

〈主な受講資格(抜粋)〉 **詳しくは受講申込書[受講資格]欄を参照下さい。**

- ・石綿作業主任者技能講習修了者
- ・大学、高等学校等において、建築に関する過程を修めて卒業した後 建築に関して、一定の実務経験を有する者
- ・建築に関して 11 年以上の経験を有する者

受講料金

44,000円(含む:テキスト代、消費税込み)

定員

20人



人数が纏まれば、出張講習・臨時開催を実施します。ご相談ください。

Step to Professional
プロのライセンスを、あなたも。

今すぐアクセス・・・▶

安全は企業の宝、資格は一生の財産。ライセンスで「差」をつけよう!!



●技能講習・安全教育のご用命は当社まで
労働局長登録教習機関

〒738-0021 広島県廿日市市木材港北8-64

キャタピラー教習所株式会社 | 広島教習センター ☎0829-34-3011

元請事業者に義務化されています。【調査、報告対象となる工事】

- ※ 石綿の有無によらずどんな建物でも調査が必要です。（義務化されております）

また以下のいずれかに該当する場合には報告が義務化されております。
この報告のための調査には、調査者の資格が必要です。

- ① 解体部分の延べ床面積が 80 m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物（※ 3）の解体または改修工事
- ④ 総トン数が 20 トン以上の船舶（鋼製のものに限り）の解体又は改修工事（※令和 4 年（2022 年）1 月 13 日厚生労働省令第 3 号により追加）

※ 3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

工作物の解体又は改修工事には令和8年1月1日から別途工作物石綿事前調査者講習修了者による調査が必要となります。
建築物石綿含有建材調査者講習修了者は一部科目が免除になる予定

石綿に関する資格(参考)

区分	内容	対象
石綿特別教育 石綿取扱い作業従事者特別教育	4.5 時間の講習	石綿を含む建材の除去等の 作業に従事する すべての者
石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習	10 時間の講習 ＋修了試験	石綿を含む建材の除去等の 作業において、業者が 1 名選任
建築物石綿含有 建材調査者	特定／一般／一戸建て の区分により異なる	石綿を含む可能性がある 建築物等の解体・改修な どの前に実施する 調査者 (2023 年 10 月～義務化)

お客様各位

工作物石綿事前調査者講習のご案内

建築物・船舶に続き 「工作物」も令和8年1月1日からは「事前調査資格者」以外が石綿調査を実施することは 義務違反として罰金罰則対象となります。

キャタピラー教習所では「工作物石綿事前調査者講習」下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

講習日時

令和8年

3月27日(金)、28日(土)
4月25日(土)、26日(日)
5月29日(金)、30日(土)
6月18日(木)、19日(金)
7月9日(木)、10日(金)
8月17日(月)、18日(火)

講習会場

一日目 9:00~17:30 二日目 9:00~16:00

廿日市商工会議所 広島県廿日市市本町5-1

JR廿日市駅から徒歩15分、広電廿日市市役所前駅から徒歩5分
一般交通機関をご利用下さい。

受講資格

〈主な受講資格(抜粋)〉 詳しくは受講申込書[受講資格]欄を参照下さい。

- ・石綿作業主任者技能講習修了者
- ・大学、高等学校等において、工学に関する過程を修めて卒業した後
工作物に関して、一定の実務経験を有する者
- ・工作物に関して11年以上の経験を有する者

受講料金

49,500円(含む:テキスト代、消費税込み)

定員

各回 40人

人数が纏まれば、出張講習・臨時開催を実施します。ご相談ください

☆ ポ イ ン ト ☆ 例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



●技能講習・安全教育のご用命は当社まで
労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社

〒738-0021 広島県廿日市市木材港北8-64

広島教習センター

☎0829-34-3011



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです[※]

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が必要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備 ^{※2} |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備 ^{※3} |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備 ^{※1} | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備 ^{※4} |

いいえ



はい



工作物石綿事前
調査者資格が
必要



建築物石綿含有建材調査者の
資格をもっている人も、別途、
工作物石綿事前調査者の資格
を取得する必要があります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突^{※5}
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い^{※6}
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査
診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

- ※1 建築物に設ける給排水設備、排水設備、電気設備、暖房設備、冷房設備、排気設備等の排気設備を除く。
※2 貯蔵物を貯蔵するための設備を除く。
※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
※4 ケーブルを含む。
※5 建築物に設ける排気設備等の建築設備を除く。
※6 遊歩道であるものを除く。

厚生労働省チラシより

※建築物を解体する場合 工作物が存在する場合は、
建築物と工作物の両方の資格が必要になることもあります。